

第6回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議次第

日時：令和7年9月1日（月）10:00～

場所：オンライン

1 開会挨拶（政策統轄監）

2 報告事項

（1）孤独・孤立に係る実態調査の結果等について

（2）令和7年度孤独・孤立に関する事業について

3 協議事項

（1）身寄りのない方への支援について

（2）市町村（圏域）における官民連携プラットフォームの設置について

4 閉会

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要①

○プラットフォームの概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

【活動内容】

孤独・孤立対策に関する普及・広報活動、孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援、孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及びNPO等支援組織間の複合的・広域的な連携強化、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動

○幹事団体

【民間支援機関等:12団体】

NPO法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社、労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団さんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県商工会議所連合会

【社会福祉法人:1団体】 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

【行政:21団体】 市町村、鳥取県教育委員会、県(事務局)

○開催概要

第1回(R4.9.14):プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

第2回(R4.12.27):第1回会議後の取組状況の共有、令和5年度事業実施に向けた方向性等

第3回(R5.8.28):令和5年度6月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要、相談窓口の顔の見える関係作り等

第4回(R6.3.18):令和6年度事業、プラットフォーム構成団体の拡大、県孤独・孤立対策地域協議会の設置等

第5回(R6.9.2):令和6年度事業、県内及び県外事例の紹介、県の孤独・孤立対策協議会の運営等

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要②

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

労働者協同組合ワーカーズコープ事業団
さんいんみらい事業所
NPO法人鳥取青少年ピアサポート
N.K.C ナーシングコアコーポレーション
(社福)鳥取いのちの電話
鳥取県地域生活定着支援センター
(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会
鳥取県民生児童委員協議会
鳥取県児童福祉入所施設協議会
鳥取県居住支援協議会
鳥取県弁護士会
日本司法支援センター鳥取地方事務所
鳥取県商工会議所連合会
(社福)鳥取県社会福祉協議会
鳥取県・鳥取県教育委員会
各市町村

PF会議が中心と
なって企画したPF
の取組への参加を
呼びかけ



PFの取組への参加

一般団体

こども食堂、再犯防止、福祉
団体、ピアサポート団体など
幅広い支援機関を公募し申
し込みがあれば登録
(R7.8月末:28団体)

【幹事団体の機能】

- 1 PF活動の「企画」「検証」
- 2 PF活動の「周知・発信」
- 3 県の孤独・孤立施策への提言
- 4 規定や幹事団体の決定
- 5 法15条に定める「孤独・孤立対策地域協議会」

【一般団体の機能】 ※R6.4.1募集開始

- 1 連携した相談・支援の提供
- 2 連携事業の実施やフォーラムへの参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 広報・交流活動の実施
- 5 市町村重層事業への参画

※県孤独・孤立対策課が事務局となり、PF全体の運営・企画、一般団体の募集を実施。

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要③

- 令和6年4月1日から募集を開始した本プラットフォーム「一般会員団体」の加入状況については以下のとおり。<令和7年8月末現在>
- ▶とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの一般団体として参画いただける団体への声かけを引き続きお願いします。

団体種別	団体数	団体名
福祉サービス事業所	7	NPO法人はるひな、NPO法人あかり広場、合同会社あいいろ、TRIGGER(株)、産前産後ケアハウスはぐはぐ合同会社、(株)コモングラウンド、(社福)養和会
ピアサポート・当事者団体	4	鳥取県精神障害者家族会連合会、NPO法人ピアサポートつむぎ、特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会、元気になろうの会(不登校や学校が苦手な子と親が集う会)、
支援機関	5	(一社)ひだまり、(一社)みもぎの会、Tottori Mama's、(一社)成年後見ネットワーク倉吉、(一社)鳥取県再犯抑止更生協会
医療機関	2	倉吉病院、鳥取医療生活協同組合
市町村社協	1	倉吉市社協
その他	9	いき○研究会、NPO法人人と動物の共生センター、米子フリースクール、鳥取県公共図書館協議会、夢現の風、株式会社Tri-Arrow、フリースクールきょういく、地域支え合い米子居い場所田園、フリースクール・S
合計	28	

【報告事項 1】孤独・孤立に係る実態調査の結果について

1 調査期間 令和6年7月～9月

2 調査手法 ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護状態にある方について、関係部署での相談対応や、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等関係団体への調査等を通じ、市町村が把握した状況を回答するよう依頼。

3 調査結果の概要等

項目	調査結果の概要
ひきこもり	長期化しているケースが4割弱、40代以上のケースが過半数、何らかの支援につながっているケースが半数といった傾向であり、平成30年度調査の結果と傾向には大きな差が無く依然として、長期にわたるひきこもり、中高年齢層のひきこもりの方は相当数あり。 ひきこもり状態にある方の人数: 863人 ▶訪問・相談等を通して、自立に向けたきっかけづくり、就労準備といった社会参加に向けた寄り添った支援を実施していく。
ヤングケアラー	40人弱と人数は多くないものの、兄弟姉妹の遊び相手や見守り、家事をしている割合が高く、また、母子家庭といった類型が多いなど各市町村の窓口等で把握している実態が判明。 ヤングケアラーの状態にあるこどもの人数: 39人 ▶市町村及び関係機関と連携した支援体制を引き続き構築していく。
老老介護	近々の介護保険サービスの利用意向は多くないものの、体力面の介護負担など将来的な課題に悩んでいるケースが多く、介護者が地域との交流が少ない、または全くないケースが4割、相談相手も家族が8割弱となるなど、地域や支援機関との関わりが希薄な世帯も多い。 老老介護の状態にある世帯数: 334世帯 ▶行政の積極的な関与や周囲からの気付きにより、援助が必要な際に早期に支援や介護保険サービスに繋げることが必要。

【報告事項2】令和7年度孤独・孤立に関する事業について

■官民連携による孤独・孤立対策支援事業 ※プラットフォームに関する予算

(1)「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催

・孤独・孤立に関わる取組を行っている団体同士の横のつながりを作り、相談支援の好事例の展開や顔の見える関係作りを目的として、ピアサポート、居場所づくり、人材育成などの各ワークショップを実施。

→ワークショップを2回開催しますので、参加をご検討ください。(第1回:10/9(木)、第2回:1/28(水))

(2)「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助

・支援団体による孤独・孤立対策の取組推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム加入団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動に県として支援(補助率2/3・上限額20万円)。

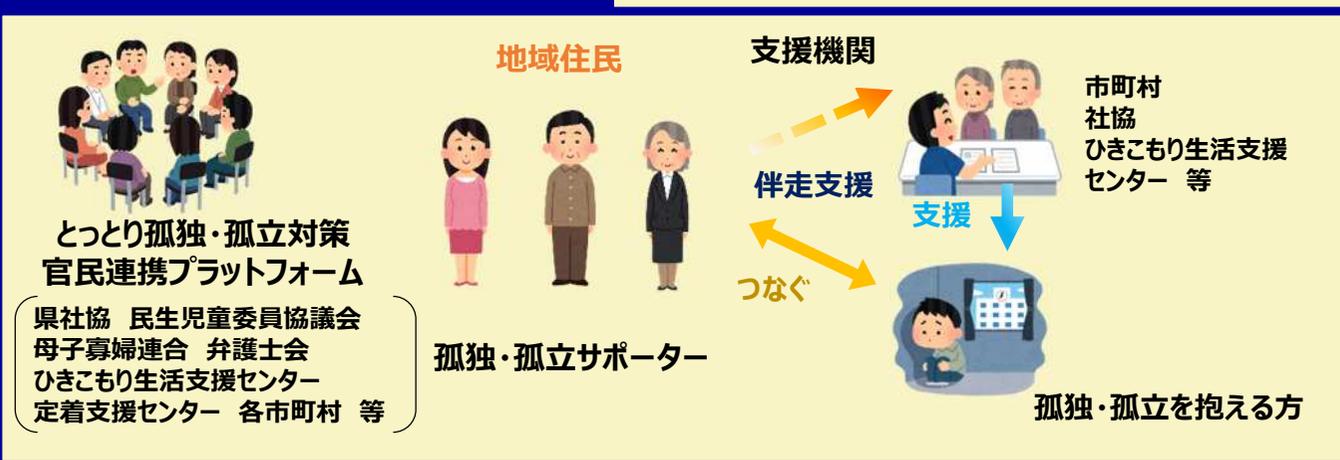
→一般団体の1団体が活用。予算に余裕があるので、各団体において活用をご検討ください。

(3)「とっとり孤独・孤立サポーター」(R6年度末:101名)

・地域の中で孤独・孤立を抱える方に寄り添う支援・活動を行う「とっとり孤独・孤立サポーター」を養成。

→共通研修(8/4)、基礎研修(8/18・20)を実施。各団体・市町村はサポーターとの連携をご検討ください。

サポーターの支援イメージ



- 行政や支援機関が把握していない人を見つけ、支援につなぐ。
- 信頼関係を築き、見守りや伴走支援を継続する。

【協議事項 1】身寄りのない方への支援について

- 社会構造の変化等により、身寄りのない人(親族等の支援が見込めないケースを含む。)が増加。また、身元保証人と呼ばれる存在が不在であるために、本人が希望する、または、本人にとって適切な入所・入院をはじめとした福祉サービスの利用や医療が受けられない(または、受けるためのハードルが高い)、居住を確保できないなど複合的な支援が必要なケースが増加。
- 背景は、高齢や障がい、困窮、ひきこもりなど様々な要因が想定され、また、必要な支援も多岐にわたり、各市町村や様々な支援機関において、専門分野による支援が行われているものと推測されるが、それをまとめた包括的な支援や行政と支援機関等の連携による支援は一部にとどまっていると考えられる。

➤ 身寄りのない人について、支援機関、地域住民、行政等の連携により、よりよい支援や効果的な対応策の検討に向けて、次の項目について、ご意見をいただきたい。

- ① 支援機関と行政等が連携した身寄りのない人の支援事例
(対象者の属性、支援のきっかけ、支援した内容、協力した団体等)
- ② 身寄りのない人への効果的な連携支援策
(プラットフォーム会議会員団体と行政との連携による支援策等)

【参考】市町村の聞取概要（身寄りのない高齢者について）

	市町村の意見概要(課題等)	身寄りのない方への支援例
日常生活(生前)の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に関する相談は、地域包括支援センターやケアマネジャーが相当数を対応。市町村は困難ケースを対応。 ・認知機能が低下された方の意思決定支援が必要。 ・現在は、金銭問題や居住問題が起こってからの支援になっている。本人が死亡時に希望する対応が実現できるように、生前からのエンディングの検討が必要。 ・近隣と付き合いがない、トラブルを起こしがちな方と専門機関が早くつながるよう、重層等で話し合うことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の見守り・訪問活動 ・アクセスしやすい相談窓口 ・日常的な金銭管理及び財産管理 ・任意後見契約や遺言書の作成支援 ・エンディングノートの作成支援 <p>(・重層支援体制の整備・充実)</p>
入院時等(身元保証)の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・身元保証人が不在、緊急連絡先がないことにより、入院や入所が困難。その役割を役場に求められる。 ・成年後見制度を利用しても保証人がいなければ入所できない。 ・身寄りのない高齢者の介護サービスについて、死亡時の利用料未払いの可能性が高く、施設は回収の負担が大きい。 ・緊急時(緊急搬送等)の対応、休日に急変した際の窓口体制のマニュアル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所時の連帯保証 ・住宅の賃貸借契約時の連帯保証 ・入院・入所時の緊急連絡先 ・入院・入所時の手続き・生活支援 ・医療行為に対する同意 ・医療行為に対する情報提供先 <p>(・病院・施設と市町村との連携体制)</p>
死後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・親族への遺体の引き取りの意向確認、所持品の処分、火葬、遺骨及び遺留品の管理、相続人調査、相続財産管理人の申し立てや供託と事務負担が大きい。 ・持家や車の処分、公営住宅での死亡退去の家財処分、遺留金品や負債の取扱い。 ・死後事務委任のサービスなどを市町村として構築することを検討していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡時の確認、遺体引取り ・死亡届等申請手続き ・葬儀、火葬、納骨の手続き ・家族、関係者の連絡 ・ライフライン停止の連絡 ・遺留品処分・負債整理 <p>(・死後の事務支援体制)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家族がいても、連絡がとれない、対応拒否などで苦慮。 ・地縁、血縁がない移住者などの対応。 	

【参考】国のモデル事業

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備**を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージ**を提供する取組を**試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

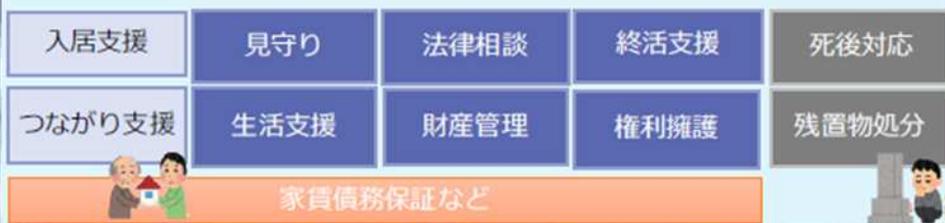
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のマネジメント**や各種支援・契約の履行状況の確認等を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

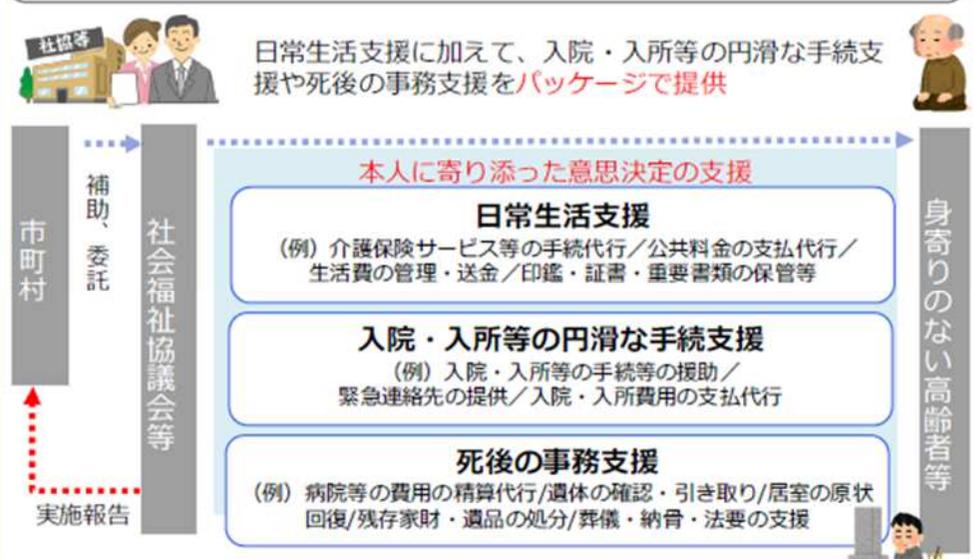


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

【協議事項2】市町村（圏域）における官民連携プラットフォームの設置について

- 孤独・孤立対策推進法において、県・市町村の官民連携プラットフォームの設置は努力義務。

第11条(協議の促進)

国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 県では、本プラットフォームを令和4年度に設置。県内市町村では、鳥取市が中心となり「麒麟のまち」圏域において孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置され、つながりサポーターの養成や地域食堂などが行政と支援団体等が連携して実施されている。
- 官民連携プラットフォームの設置は、新たな会議体を立ち上げるほか、既存の会議体に機能を追加することで立ち上げる方法や既存の会議体をプラットフォームに組み込んで、分科会という形で開催することも可能とされている。

➤ 各市町村や圏域での官民連携プラットフォーム設置促進について、ご意見等いただきたい。

- ① 各市町村での官民連携プラットフォーム(既存会議体への機能追加等含む)設置の検討状況
- ② 中・西部圏域市町村の連携による官民連携プラットフォーム設置等

【参考】

多様な主体による連携・協働体制(PF)の構築や地域の実情に応じた孤独・孤立対策に取り組むため、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金」が活用可能。(補助率 3/4又は4/5)

【参考】県内自治体の取組状況

○県内自治体における重層的支援体制整備の実施及び孤独・孤立対策プラットフォームの設置状況

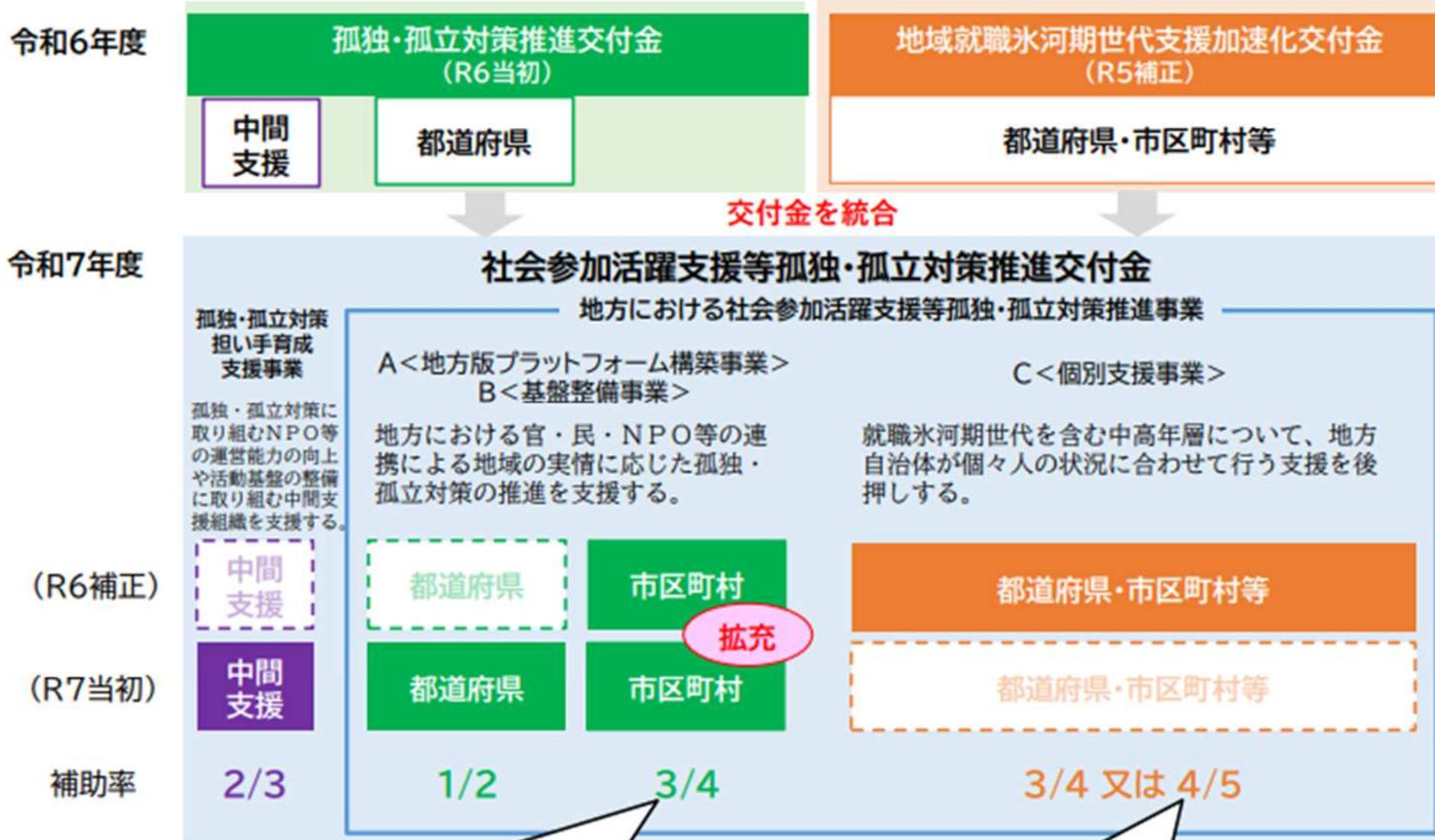
市町村名	重層的支援体制整備	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
鳥取市	令和4年度～	令和5年度～「麒麟のまち」圏域として孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置済 (令和4年度 鳥取市単独)
岩美町		
若桜町		
智頭町	令和4年度～	
八頭町	令和6年度～	
倉吉市	令和5年度～	
湯梨浜町	令和6年度～	
琴浦町	令和6年度～	
北栄町	令和3年度～	
米子市	令和4年度～	
日吉津村	令和7年度～	
大山町	令和7年度～	
南部町	令和7年度～	
江府町	令和6年度～	

➤ 市町村における重層的支援体制整備に向けた県の支援策

- ・ 市町村の実情に合わせた個別の勧奨・支援
- ・ 重層的支援体制整備に係る推進チーム員の市町村への派遣
- ・ 県社協委託による人材育成研修等の実施

【参考】国の孤独・孤立対策交付金の概要①

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金について



現状、市区町村における連携基盤の設置数が少ないため、高い補助率により支援し取組を加速化。

リスクリングと広域連携について特に高い補助率で支援。

【参考】国の孤独・孤立対策交付金の概要②

補助率
都道府県 市区町村

1 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業

○ 地方版官民連携プラットフォームの構築

2分の1 4分の3

2 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業

ア 基盤整備事業

- ① 基盤整備事業の取組方針の作成
- ② 実態把握や地域資源の調査
- ③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動
- ④ 住民への情報発信や普及啓発活動
- ⑤ 人材確保・育成のための研修
- ⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置
- ⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流機会の創出など当事者等への支援
- ⑧ ⑦の活動を行う団体への支援(いわゆる中間支援)
- ⑨ 管内市区町村の後方支援
- ⑩ その他内閣府が必要と認める取組

2分の1 4分の3
2分の1 —
2分の1 4分の3

イ 個別支援事業

- ① 就労希望や処遇改善希望がある者等の資格取得に向けた支援、職業訓練や職場実習等にかかる費用等の助成、知識及び技術の習得を目的としたセミナー又は研修等の支援などリ・スキリングを含む支援
- ② アウトリーチ支援や相談支援等、個々人の状況に寄り添った支援
- ③ 多様な働き方・社会参加等の機会の創出支援
- ④ 就労希望や処遇改善希望がある方等へのマッチングや説明会の開催支援
- ⑤ 社会参加や就労等に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- ⑥ 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化
- ⑦ 地方公共団体が相互に連携して上記の事業を広域化して実施する事業
- ⑧ 以上①から⑦の取組について、事業効果を高めるための情報発信及び普及啓発

5分の4 5分の4
4分の3 4分の3
4分の3 4分の3
4分の3 4分の3
4分の3 4分の3
4分の3 4分の3
5分の4 5分の4
4分の3 4分の3

【参考】国の孤独・孤立対策交付金の概要③

○令和7年度に国交付金を活用した事業(計画期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日)

実施主体	事業名	事業の概要
鳥取市	鳥取市孤独・孤立対策事業	<ol style="list-style-type: none"> アウトリーチ体制の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・つながりサポーター養成 ・つながりサポーター活動支援等 相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・支援相談員等の育成と確保 ・相談支援に関する連携体制の充実 官民連携体制の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携プラットフォームの構築
大山町	地域コミュニティケア事業	<p>コミュニティナース等のリンクワーカー(「おせっかい人」という。)を人材育成し、孤独・孤立・ひきこもり等の困難を抱えている方を把握し、必要とする支援先への架け橋の役割を果たす。おせっかい人は、居場所の設置、交流機会の創出のため、町内各地で暮らしの保健室等を開催する。また、本事業やおせっかい人活動の理解促進のため普及啓発を行う。</p>
鳥取県	若者サポートステーション運営事業	<p>孤独・孤立の状態に陥る事例が見受けられる他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者や人間関係の悩みを抱える若者といった、通常の就職相談だけでは就業が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図るため、国が委託設置している「鳥取県地域若者サポートステーション」に対し、臨床心理士を配置する等、事業の一部を上乗せし委託する。</p>
鳥取県	ひきこもり支援推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業の県内全域での実施 ・支援対象者の作業能力や就労意欲等のアセスメントと社会参加への誘導等による支援 等 相談支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の自立の促進 ・職場体験等による段階的支援 等 職場体験終了者への中間的支援
鳥取県	官民連携による孤独・孤立対策支援事業	<p>鳥取県における孤独・孤立対策の推進基盤である「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の会議に要する経費、会員団体による広報・交流活動費用の助成、ワークショップ等による関係づくりを実施。</p>

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本県の孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に定めるものをいう。）に取り組む多様なNPO法人や社会福祉法人等の支援機関との複合的な官民の連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組みの推進に繋げることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策に関する普及・広報活動
- (2) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援
- (3) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及びNPO等支援組織間の複合的・広域的な連携強化
- (4) 関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員等)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、本規約を順守する、幹事団体及び一般団体により組織する。

(1) 幹事団体

孤独・孤立対策に関連する分野において県内で役割を担い、かつ、本会の活動に継続的・主体的に取り組むことが可能なNPO等支援組織及び行政機関であり、プラットフォーム会議において選出された団体。ただし、本会の設立時は別表に掲げる団体とする。

(2) 一般団体

前号以外の孤独・孤立対策に関連する取組みを行う行政機関及びNPO等支援組織

(加入)

第5条 本会の幹事団体として加入候補となっている団体は、事務局へ幹事団体加入内諾書（別添様式）を提出するものとする。

2 新たに本会の一般団体への入会を希望するものは、別に定める加入申込書を事務局に提

出するものとし、事務局において入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

(退会・除名)

第6条 一般団体は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

また、一般団体が次の各号のいずれかに該当する場合、除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡が取れない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害した場合
- (3) 一般団体が解散又は活動を停止した場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明した場合
- (5) その他、本会の運営にあたり重大な支障が生じると認められた場合

(会費)

第7条 本会に係る入会費及び年会費は徴収しない。

(プラットフォーム会議の構成)

第8条 本会の幹事団体により構成するプラットフォーム会議を設置する。

(プラットフォーム会議の機能)

第9条 プラットフォーム会議は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会に関する規定の策定・改廃
- (2) 幹事団体の選出・退会
- (3) 一般団体の除名
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(プラットフォーム会議の開催)

第10条 プラットフォーム会議は、必要の都度、幹事団体又は事務局の要請により開催する。

2 議長は原則選出しないが、必要に応じて出席会員の互選により選出することができる。

3 プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

(プラットフォーム会議の定足数)

第11条 プラットフォーム会議は、幹事団体の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(プラットフォーム会議の決議)

第12条 プラットフォーム会議の議事は、議決に加わることのできる出席会員の3分の2以上の賛成により決定する。

2 議長は採決に加わることができない。

3 プラットフォーム会議に出席しない幹事団体は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する幹事団体を代理人として表決を委任することができる。

4 プラットフォーム会議の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った幹事団体については、出席会員として数える。

5 前条第1項の規定にかかわらず、幹事団体の3分の2以上が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、プラットフォーム会議の決議があったものとみなす。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理させるため、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課に事務局を置く。

(その他)

第14条 本規約に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する

別表

特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート
N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団さんいんみらい事業所
社会福祉法人鳥取いのちの電話
鳥取県地域生活定着支援センター
一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会
鳥取県民生児童委員協議会
鳥取県児童福祉入所施設協議会
日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)
鳥取県弁護士会

鳥取県商工会議所連合会
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
鳥取県居住支援協議会
各市町村
鳥取県
鳥取県教育委員会事務局

孤独・孤立にかかる実態調査の結果等について

令和7年1月23日
孤独・孤立対策課

今後の孤独・孤立対策の基礎資料とするため行った、市町村におけるひきこもり、ヤングケアラー、老老介護状態にある方の状況を調査がまとまりましたので、その調査結果について報告します。

1 調査期間

令和6年7月～9月

2 調査手法

市町村担当課に対して、関係部署での相談対応や、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等関係団体への調査から市町村が把握した対象者について調査。

3 各調査結果概要

(1) ひきこもり

長期化しているケースが4割弱、40代以上のケースが過半数、何らかの支援につながっているケースが半数といった傾向であり、平成30年度調査の結果と傾向には大きな差が無く依然として、長期にわたるひきこもり、中高年齢層のひきこもりの方は相当数おられることから、訪問・相談等を通して、自立に向けたきっかけづくり、就労準備といった社会参加に向けた寄り添った支援を実施していく。

① ひきこもり状態にある方の人数 863人

定義(調査対象): 県内在住の概ね15歳以上の方で、社会的参加(仕事・学校・家庭以外の人との交流など)が出来ない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方

② 結果概要 (※不明及び未回答のケースがあることから、合計しても100%とならない。)

性別	男 579人(67.1%)、女 267人(30.9%)、不明 17人(2.0%)
年代	10歳代 5.1%、20歳代 13.6%、 <u>30歳代 20.0%</u> 、 <u>40歳代 23.4%</u> 、 <u>50歳代 19.9%</u> 、60歳代 7.4%、70歳以上 6.1%、不明 4.4%
家族構成	単身 22.9%、同居家族あり 77.1%
状況	家から全く出ない 21.5%、時々外出 53.8%、たまに外出 24.6%
ひきこもり期間	1年未満 1.7%、1～3年未満 8.2%、3～5年未満 8.7%、5～7年未満 7.3%、7～10年未満 7.6%、 <u>10年以上 35.8%</u> 、不明 30.8%
きっかけ(複数回答)	疾病・性格等本人の問題 25.6%、不登校 20.8%、失業 20.1%、家庭環境の問題 11.5%、就職できない 8.5%、大学になじめない 2.2%、受験の失敗 1.4%、その他 3.2%、わからない 37.5%
経済状況・暮らしぶり	生活保護 9.6%、苦しそう 22.2%、どちらとも言えない 59.3%、ゆとりがありそう 10.1%
支援状況(複数回答)	<u>行政機関 25.0%</u> 、 <u>医療機関 20.1%</u> 、NPO 5.0%、支援を受けているが解決できず困っている 7.2%、 <u>何の支援も受けていない 24.5%</u>
活動の程度(複数回答)	家庭内では自由に行動 24.4% 対人交流が必要ない場所に行く 18.8%、自由に外出する 17.6%
相談相手(複数回答)	<u>家族 33.4%</u> 、 <u>行政機関 15.5%</u> 、友人・知人 4.2%、親戚 3.6%、

	民生児童委員 2.7%、わからない 42.6%、いない 7.3%
支援ニーズ(複数回答)	定期または不定期的な訪問相談の機会 23.1%、自立に向けたきっかけづくり 22.4%、就労に向けた準備等、アルバイトや働き場所の紹介 11.6%、短時間でも働ける場所 9.9%、身体・精神・発達障がいについての専門機関への相談 14.6%

※太枠内が今回調査で新たに調査した項目

【参考:平成 30 年度調査結果概要】

- ひきこもり状態にある方は少なくとも 685 人。
- 男女別では、男性が 76.3%(521 人)と多い。(女性の 3.3 倍)
- 年代別では、40 歳代と 50 歳代を合わせると全体の 53.8%、ひきこもり状態にある期間も 10 年以上が 53.3%と過半を占めるなど 8050 問題に代表される高齡化・長期化した実態が判明。
- 支援状況別では、32.1%(217 人)の方が現在支援を受けておらず、また支援状況が不明の方も半数近くある。

(2) ヤングケアラー

このたび初めての实態調査となったが、40 人弱と人数は多くないものの、兄弟姉妹の遊び相手や見守り、家事をしている割合が高く、また、母子家庭といった類型が多いなど各市町村の窓口等で把握している実態が判明。市町村及び関係機関と連携した支援体制を引き続き構築していく。

① ヤングケアラーの状態にあるこどもの人数 39 人

定義(調査対象):本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど状況にある(またはそのおそれのある)18歳までの子ども

② 結果概要 (※不明及び未回答のケースがあることから、合計しても 100%とならない。)

性別	男 19 人(48.7%)、女 20 人(51.3%)
年代	6~12 歳 30.8%、13~15 歳 35.9%、15~18 歳 28.2%、その他 5.1%
家族構成 (複数回答)	母子 56.4%(うち兄弟姉妹がいる世帯 46.2%)、父母 38.5%(うち兄弟姉妹がいる世帯 33.3%)、父子 5.1%(うち兄弟姉妹がいる世帯 5.1%)
経済状況	苦しそう 41.0%、生活保護受給 7.7%、ゆとりがありそう 5.1%、どちらともいえない 46.2%
現在の支援状況	何らか支援を受けている 48.7%、支援を受けていない 28.2% わからない 23.1%
ケアを行っている家族 の状況	こども 59.5%、障がい(精神疾患を含む) 18.9%、疾病 13.5%、高齡者 8.1%
ケア対象者との続柄	兄弟姉妹 62.2%、父母 29.7%、祖父母 8.1%
ケア内容(複数回答)	(兄弟姉妹の)遊び相手 51.3%、家事 41.0%、見守り 35.9%、話し相手 15.4%
相談相手(複数回答)	学校の先生 15.4%、行政機関 7.7%、わからない 64.1%
支援ニーズ (複数回答)	親や家族に対するヤングケアについての認識改善 28.2% 定期的または不定期的な訪問相談 10.3%、わからない 46.2%

【参考:令和3年度鳥取県青少年育成意識調査におけるヤングケアラー実態調査結果】

「鳥取県青少年育成意識調査」の一項目として、「自分がヤングケアラーに該当すると思うかどうか」という質

問項目を設け、小学5年、中学2年、高校2年の児童生徒及び青年(19歳から29歳まで)の中から、無作為に抽出した計2,994人を対象にヤングケアラーの実態調査を実施。(有効回答数1,594人)

年代別 小5 1.8%、中2 2.0%、高2 3.2%、青年 5.1%

(3) 老老介護

直近の介護保険サービスの利用意向は多くないものの、体力面の介護負担など将来的な課題に悩んでいるケースが多く、介護者が地域との交流が少ない、または全くないケースが4割、相談相手も家族が8割弱となるなど、地域や支援機関との関わりが希薄な世帯も多く、行政の積極的な関与や周囲からの気付きにより、援助が必要な際に早期に支援や介護保険サービスに繋げることが必要。

① 老老介護の状態にある世帯数 334 世帯

定義(調査対象):75歳以上の者のみからなる世帯で高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが主たる介護者であり、もう一方が介護される側(被介護者)となる世帯、あるいは複数の世帯員が介護を要する状態にある世帯(単身高齢世帯は除く。)

※国民生活基礎調査において「老老介護」は、要介護者等と同居の主な介護者の年齢の組み合わせとしており、高齢者が高齢者の在宅介護がなされている状況を指しているが、介護保険サービス等の利用により、支援から孤立している状況にないと認められる場合等は調査対象から除いた。

② 結果概要 (※不明及び未回答のケースがあることから、合計しても100%とならない。)

介護者	性別	男 111 人(33.2%)、女 189 人(56.6%)、不明 34 人(10.2%)
	年代	70 歳代 28.4%、80 歳代 66.2%、90 歳代以上 5.4%
	社会参加の状況	地域との交流がある 56.7% 地域との交流が少ない、または全くない 43.3%
被介護者	性別	男 182 人(54.5%)、女 120 人(35.9%)、不明 32 人(9.6%)
	年代	70 歳代 21.7%、80 歳代 65.5%、90 歳代以上 12.8%
	社会参加の状況	地域との交流がある 36.8% 地域との交流が少ない、または全くない 63.2%
被介護者との関係性	夫婦 92.3%、子 4.5%、兄弟姉妹(義理含む) 2.9%、その他 2.6%	
介護の内容(複数回答)	家事 69.9%、通院 54.5%、付き添い・見守り 46.8%、身体介助 19.4%、経済的支援 2.7%、その他 1.0%	
今後必要と感じる支援・サービス(複数回答)	通所サービスの利用 45.3%、通院 38.0%、家事援助等 31.8%、身体的な介護 22.9%、施設入所 9.3%、入院 2.3%、その他 10.5%	
現在、介護保険サービスを利用していない理由(複数回答)	現在の生活に困難を感じていない 49.8%、介護保険サービスが必要かもしれないが現状のままでよい 24.9%、介護保険等の利用をしたくない 15.5%、介護保険制度を知らない 3.3%、入院が必要だが入院等をしたくない 1.6%、自己負担部分の支払いが困難または拒否 1.2%、わからない 9.0%、その他 16.7%	
不安に感じること(複数回答)	体力面の問題 72.8%、精神面の問題 23.6%、介護負担が大きい 21.9%、他者へ助けを求めることへの抵抗感がある 12.3%、将来の不安 28.6%等	
相談相手(複数回答)	家族 78.1%、行政機関 24.2%、親戚 18.2%、近所の人 17.5%、友人・知人 12.6%、民生児童委員 11.6% 等	

4 今後の対応

ひきこもり、ヤングケアラー、老老介護等孤独・孤立対策の更なる推進に向け、県として実施しているひきこもり、ヤングケアラー等に関する支援体制や、支援機関の情報発信を強化するとともに、今回の調査結果を市町村に

還元し、各種会議や意見交換を通じた市町村と更なる連携のもと、地域の中で早期把握・早期支援できる体制を整備していく。